

Title	わが国失業現象の特質について
Sub Title	Peculiarity of the unemployment problem in Japan
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1950
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.5 (1950. 11) ,p.179(1)- 314(36)
JaLC DOI	10.14991/001.19501101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19501101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

久武雅夫編著 新刊 A5判・四〇〇圓
經濟分析の數學的基礎

サムエルソンの名著『經濟分析の基礎』を中心に彼の經濟學を體系的に解明した理論經濟學研究者必讀の書

高橋泰藏著 新刊 B6判・一八〇圓

新しい**經濟の「講圖」**

日本經濟の自立と安定の爲の「構圖」を描いた名著

鬼頭仁三郎著 新刊 A6判・二四〇圓

外國爲替講義

理解し易い「爲替論」の國際的水準をゆく名著

シムムペーター著

中山伊知郎共譯 近刊 A5判・四三〇圓

資本主義・社會主義・民主主義(上卷)

ケインズ『一般理論』と共に『二十世紀の經濟學』の名に値するものでいま世界で広く讀まれている問題書

D・ディラード著 近刊 A5判・四二〇圓

J・M・ケインズの經濟學

難解といわれるケインズ經濟學を極めて平易に解明したもので『一般理論』理解の爲の初學者必讀の書

東京・日本橋 東洋經濟新報社 振替東京6518

日本評論社新刊

- | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 小林昇著
フリードリッヒリスト研究
定價三五〇圓 | 平瀬巳之吉著
古典經濟學の解體と發展
定價五五〇圓 | 東京銀行調査部編
貿易爲替用語辭典
定價三〇〇圓 | 増山元三郎・齋藤金一郎譯
デミング抽出調査の話
定價五〇圓 | 日本評論社編
日本の法學
定價三〇〇圓 | 末弘博士還曆記念論文集
團結權の研究
定價九〇〇圓 | 忠佐市著
租稅法要論
定價六〇〇圓 | 川島武宜・渡邊洋三著
土建請負契約論
定價三〇〇圓 | 畑中政春・吉良勝著
ソヴエトの勞働
定價四〇〇圓 | 大河内一男著
獨逸社會政策思想史 下卷
定價七〇〇圓 | 都留重人監修
アメリカ力思想史 第三回
定價三〇〇圓 |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|

東京京橋局區内 振替東京16番

わが國失業現象の特質について

藤林敬三

わが國では、失業問題は時に重大な問題として人々の注意を相當強く捉えながら、しかもその半面では、いつでもそれは左程深刻な問題ではないという印象を一般に與えつつあるように見える。これは全く矛盾したことであるが、事實は正にその通りであるといわねばならない。われわれの既に經驗したところについてみて、失業問題が初めてかなり強く人々の注意を捉えた大正九年以後の數年間においてさうであつたし、また昭和五、六、七年の所謂就職難時代においてもまた略々同様であつた。即ち、これらの二つの時期には、各々失業問題がかなり喧しい問題であつたにも拘らず、遂にこれという程の失業對策が展開されることなくして過ぎて了つた。過去の經驗はこのようであるが、さらに戦後今日に至るまでの間に、特に敗戦の直後には、失業問題が一つの輕視することのできない問題として考えられていた。かくしてやがて間もなく失業保險制度が創設され、戦前に較べると、今日では失業對策にややみる

わが國失業現象の特質について

一 (二七九)

べきものがあるといわねばならないし、さらに加えて最近はまだ別に失業問題に對して色々な配慮が加えられつつある。事態がこのようであるにも拘らず、なおある考え方からすれば、現にわが國に失業問題があるかどうか疑われるのである。

このようにして、戦前においても亦戦後の今日にあつても、わが國の失業問題は悲觀と樂觀、重視と輕視の矛盾した二つの見方を産み、これがために結局は充分の政策的裏づけが行われることなく濟まされる傾向が強い。そして卒直にいえば、ここにわが國の失業問題の特質があり、且つそこにはわが國の失業現象の特質が反映している、と考えられる。そこで本論ではこの問題の特質をできるだけ明かにしたいと思うのであるが、資料の關係から主として極く最近の事情について、問題を取りあげることとした。

二

わが國の失業問題は、一言でこれをいえば、單に完全失業者だけの問題ではない。むしろ完全失業者の問題というよりは、さらにこれよりは遙かに多數存在すると考えられる不完全失業者、或はまた潜在失業者の方が、より重大な問題を構成するといつていい。そしてこのことは既に廣く知られ、且つ認められている事柄であつて、今さらこと新しくここに指摘する必要もない程であるが、順序として一應このことに觸れておかねばならない。

わが國の失業問題が完全失業者の問題としては左程重大視されない理由は、失業者が完全失業者として止まることと比較的少ないという點にある。むしろ完全失業者の存在を確め得る失業統計に多少の不備のあることを認めねばならぬが、それにしても、大體このようにいうことができよう。しかもこのことは戦前においてもいえることであつた

が、戦後の今日においても亦同様である。即ち、大正年間の後半には、失業問題がかなり人々の注意を捉えたにも拘らず、大正十四年に行われた政府の失業統計の集計の結果では、全國二四都市及びその附近で、失業者統計一〇五、六一二人に過ぎない。また世界恐慌の過程に入つて後の昭和五年の國勢調査でも、全國の失業者概數は三二二、五二七人であつて、^(註1)正確には三一九、八一三人である——大正十四年と同「地域だけについてみれば、失業者は一五、五七五人である。昭和五年の三二萬の失業者を全産業人口二、九三〇萬人に對比してみると、それは極く僅かの失業者に過ぎないことが明白である。

	勞働力人口(單位千人)		
	合計	就業者	失業者
昭和 21 年 10 月	32,490	31,060	1,430
11 月	33,220	31,980	1,240
12 月	32,210	31,080	1,140
昭和 22 年 2 月	31,300	30,250	1,050
5 月	32,460	31,710	750
8 月	35,220	34,610	470
11 月	35,870	35,560	310
昭和 23 年 2 月	32,820	32,460	360
5 月	35,190	35,010	180
8 月	35,820	35,660	160
11 月	37,150	36,910	240
昭和 24 年 2 月	35,110	34,660	460
5 月	36,730	36,290	440
8 月	37,580	37,580	350
11 月	37,920	37,590	330
昭和 25 年 1 月	33,930	33,520	400
2 月	34,360	33,930	430
3 月	34,750	34,290	460
4 月	35,910	35,410	500
5 月	37,260	36,830	430

(註) 總理府統計局「勞働力調査」による。

り。そしてこれと略々同様のこと
が、今日の事態についても認められ
る。總理府統計局の「勞働力調査」
によつて、昭和二十一年十月以後の
失業者數の推移をみると、上表の通
りである。それでもさすがに終戦直
後には、失業者が相當にあつたこと
が推測できる。しかし例えば、これ
を昭和二十一年十月についてみて
も、勞働力人口の合計に對する失業
者數の割合は僅かに四・四％に過ぎ

わが國失業現象の特質について

ない。勿論この労働力人口のなかに労働力人口は業主と家族従業者と雇用者とが含まれているので、假りに失業者数を雇用者数に對比してみると——雇用者数を労働力人口の大體三分の一と考えれば——その割合は一割を少し越えることとなる。失業率の計算としてはむしろ過大評價となることのような概算をしても、なお僅かにそれが一割餘りに過ぎない。そしてこのような状態でも、既に経験されて来た諸外國の失業問題の場合から判断して、なおそれだけではそれ程大きな失業問題を感じしめる數字ではない。況んや右の労働力調査の結果では幸にして、終戦直後の失業者数は昭和二十三年の夏までに急激に減少して了つてゐる。ただしかしその後再び失業者数は漸増傾向を辿り、遂に本年四月には五〇萬人に達している。そして傾向としては、最近のこの失業者数は必ずしも樂觀を許さないもののようにもみえる。しかし乍らもとも五〇萬という數字は、労働力人口中の雇用者一、二五八萬人に對してみても、大體僅かにその四％に過ぎない。失業者数がこの程度にしか達していない状態では、それは未だ失業問題として人々の注意を強く捉えるのには確かに價値しない。かくして戦後、特にまた昨年来、失業問題が再びかなり強く人々の注意を惹いているけれども、「労働力調査」における失業者数だけでは——この調査における失業者とは完全失業者である——まだ失業問題をそれ程重大なものとするに價値しないとも、いえるであらう。

(註1) 美濃口時次郎著 人的資源論(昭和十六年三月刊)二六一—二七頁 参照

(註2) 「労働力調査」における失業者とは完全失業者であつて、次ぎのように限定されている。即ち、「調査期間中——毎月第一日曜日から始まる一週間——適当な仕事がないため、季節的閑散のため、又は材料、資金、動力の不足等のため、収入を目的とする仕事に少しも従事出来なかつた者の中、調査期間を通じて就業希望時間が二五時間以上の者をいう」

以上簡単に觀たように、わが國の完全失業者はなお比較的少數であつて、これだけならば、やや容易に彼等の保護救済策を樹てることができ、失業問題はそれ程重大なものとなり得ない筈である。しかし問題は單純に完全失業者だけにあるのではなく、むしろより多く不完全失業者或は潜在失業者にかかつてゐる。しかも彼等が完全失業者でないだけに、その存在を統計的に明確に掴むことが困難である許りではなく、彼等の存在の仕方が雑多であり、且つまた多分に移動的でもあるので、政策的には洵に對處し難い状態にある。問題がとかく曖昧なものとするのもこのためであるが、これがために一方では問題が輕視され勝ちになると同時に、反對にまた他方ではそれだけに問題の深刻さが覺られねばならないであらう。

三

不完全失業或は潜在失業がどの程度に及んでいるかを知ることが、先ず何よりも必要なことである。しかしこれに先きだつて、ここで問題の失業者とは一體どのような者を指すのか、この點について多少のことが述べられねばならない。

先ず不完全失業者であるが、これはいい換えれば部分失業者であり、また別の角度からいえば、そこに部分就業者も含まれる。失業者がいつでも文字通り完全に失業の状態にゐることは容易なことではない。彼等は、適當な職に再び就き得るまでは、應急的に多少ともに収入を伴い、また家計上の便宜が與えられるなら、それがどのような仕事であれ、これに就こうとする。このような状態は、これを就業時間の上からみると様々であつて、極端には半日、或は一日の全くの臨時の、従つて極めて不確實な仕事から、普通の場合と違わない持續的な完全就業の状態までに及ぶ。

わが國失業現象の特質について

蓋し失業の故に止むなく應急的な意味で就業した仕事も、一般に就職事情が好轉しない限り、そのまま仕事に持続的に従事し続ける以外にはない、という状態が一般にあり得るからである。但しこの何れの場合においても、収入が失業前の収入に較べて少く、このために現に労働者がこれに満足し得ない状態にある限り、これらの場合は共に不完全失業、或は部分失業と考えられてよい。なおこのような状態のうち、時間的に部分失業の状態にあるものは、これを部分就業といふことができる。そして敢えていえば、失業を前提とする部分就業、即ちこの場合は當然轉職を意味するのであるが、單に轉職の場合ばかりではなく、從來通りの仕事してはいるままの状態でありながら、或は季節的に、或は資材、資金、動力等の不足、或はまた製品市場の悪条件のために、部分就業の状態が現われることがあり得る。

このような部分就業を含む不完全失業は、斷續的にせよ、また持續的にせよ、失業と呼ばれるにしても、實は何らかの仕方である就業の状態である。これに對して無就業の状態にある非労働力人口中にも、なお就業を希望しながら、労働市場關係のために就職し得ない状態に在るものもある。そしてこのような状態は一般に労働市場關係が悪化するだけより深刻とならざるを得ないのであつて、從つて非労働力人口中の就業希望者も亦失業を以つて考へねばならないであろう。また元來は非労働力人口中のものとも考へられる人々であつて、例えば、夫婦の如き、學童の如き、部分就業の状態に入るものもある。このように考へて來れば、色々な状態を考へ得る部分就業を含む不完全失業から非労働力人口中の就業希望者に至るまで、そこには全く種々なる状態があり、しかもこれらの状態はすべて失業に關連して考へられるし、また考へられねばならない。蓋し完全失業者はたえず不完全失業者に轉化し、またその逆の場合もあり、さらに完全就業者が不完全失業者に轉化するし、非労働力人口中から部分失業者が生れるし、

なお彼等の中には就業を希望しつつ、適當な職を見出すことができずに、完全失業者と同様に無就業の状態に止まらざるを得ないものもある。凡そこのようにして互に關連すると考へられるこれらの諸状態を一括して、——完全失業が顯在失業であるのに對して——私はこれを潜在失業と呼んでいふと考へてゐる。(註4)

(註3) 「労働力調査」では非労働力人口を次ぎのように限定している。即ち、就業者と失業者とは合して労働力人口を構成し、この労働力人口に含まれない總てのものを非労働力人口として取り扱う。

- a 老齡、長期の病氣等で、就業不能の者。
 - b 學生又は主婦のように、身分上の理由で調査期間中収入のある仕事に従事しなかつた者。
 - c 經濟上その他の理由のために働く必要がなく、また働こうと思わない者。
 - d 調査期間を通じ、完全失業者であつて、就業希望時間が、二四時間以下のもの——本論中先きの註2を参照。
- (註4) 美濃口氏は嘗つて失業を區別して次のような表示を與えている。(前掲、同氏著 一二二頁)

既就職者の失業
顯在失業
未就職者の失業
潜在失業

そしてこのうち未就職者の失業については、凡そ次ぎのように述べられている。即ち、わが國においては一方では潜在失業が特に多く、他方では未就職者の失業が頗る多い。蓋し大正九年と昭和五年の國勢調査の結果を比較しても明かなように、わが國の失業は、産業の萎縮により發生したというよりは、むしろ産業の膨脹が人口増加に伴う就業希望者の増加に追いつき得ずして發生したものと一應考へ得られる。從つてかかる事實から推して考へて見ても、わが國の失業者中には特に未就職者の失業が多くを占めていることは容易に想像し得られることであると思ふ。また實際にこれを推測したのを見ても、未就職者の失業量は顯在的既就職者の失業量の五倍乃至六倍に達していることを知り得るのであつて、未就職者の失業はその量からいつて、既就職者の失業よりも遙かに大なる重要性を有するものと考へられる(前掲、同氏著 一九一—二〇頁)

美濃口氏はここで未就職者の失業量をかなり多量のものと考えようとしている。しかしそれは戦前の國勢調査やその他の調査が國失業現象の特質について

査方法の未發達のために一部分は已むを得なかつたのであるが、これを今日の勞働力調査——むろん現在のこの調査は未だ充分満足すべきものでないし、特に潜在失業についてはこの調査に餘り多くを期待し得ないのであるが、それはそれとして——によつて明かにされているところをも考慮に入れていけば、氏の主張に賛同し難い點が多い。即ちそこで未就職者の失業と看做されているものなかに、おそらくは家族就業者が多く含まれているだろうし、さらに部分就業者もかなり含まれている

力者者	34,552,798
勞業者	38,881,018
失業業者	671,780
前職ある失業業者	564,803
前職なき失業業者	106,977

だろうとも推測し得るからである。果してそうだとすれば、その謂う未就職者の失業はそれ程に多くはないようにも考えられよう。この點でたとえば、昭和二十二年の國勢調査の結果についてみると、失業者六七萬人中前職ある者が五六萬人であつて前職なき者が僅かに一〇萬人に過ぎない。(勞働統計調査年報—昭和二十五年三月刊—七頁 参照) また事實上、未就職者中就業の希望を持ちながら就職し得ない人がそれ程多数存在し得るといふことは、一般に生活水準の必ずしも高くないわが國の場合には、むしろ不可能のことであつて、萬一このような事態の可能性のある場合には、失業の苦痛が大眾の間に分散せしめられ、部分失業状態が擴大されるようになるものと考えられる。このようにして、私は氏の謂う未就職者の失業量をそれ程多いものとは考えないと同時に、未就職者の失業が直接或は間接に完全失業と無關係ではない一面もあると考えられるので、これを潜在失業という概念のなかに包接していいと考える。

右に觀たように、完全失業と不完全失業、或はさらに廣く潜在失業との間には、輕視することのできない關連があると考えられるのであるが、この關連はむろん完全失業の潜在失業への轉化としてより重大であるであらう。そしてこのような關連がかなり強く廣く存することのために、失業問題がかなり重大な問題として人々の注意を強く捉えるような時期においてさえ、完全失業者数が必ずしも多くはないといふことになる。ここにわが國の失業現象の特質があると認められるのであるが、しかし果してそうだとすれば、何故に、またどのようにして完全失業が不完全失業に

轉化するのだろうか。多少ともこの點が明かにされる必要がある。

この點については既にたとえ、美濃口氏は戦前の状態について、次ぎのように述べている。即ち、「我國に於いて潜在的失業の傾向が特に甚だしいのは何故かといへば、その第一の理由は事業の經營が歐米諸國の場合と異つて、謂はゆる合理的な資本主義の原則によらないものが頗る多く、またそれに伴つて家族制度と温情主義の思想とが相當に根強く行われている事に求めらるべきであると思ふ。即ち國勢調査の結果によれば、我國民の約半數は農業に、一割五分は商業に従事し、また國民の一割八分を占むる工業従事者の五分の三は職工五十人未満の小規模經營に従事していると認められる。そしてこれ等の農業及び商業の大部分、小規模の工業等において、謂はゆる家族經營の方法によれるものが殆んど大部分を成していると認められるのであつて、これが我が國に於いて失業の潜在的になる有力な原因なのである」と。

戦前並に戦争直後のように失業保險制度の存しない時には、失業者はそう永くは失業のまま生活し得ない。彼等は適當の職が見つかるまではどのような仕事にでもあり就こうとする。しかも幸いに、わが國の産業構造は農業を初めとして、商業、工業、その他の産業部門に互つて、一般に小規模經營が壓倒的に多く、失業者はいつでもそこで家族従業員として、或はまた部分就業者として受け容れられる可能性を與えられている。そして失業保險制度が一應確立されている今日でも、保險金受給者を除いて、なお一般にこのような事態の廣く存していることには何の變りもない。また敢えていへば、たとえ失業保險金の支給を受ける失業者であつても、家庭的には家族中の誰かが多少の仕事に就くことによつて、世帯主の失業による家計収入の不足を補うとする。かくして従來は非勞働力人口に屬するものとせられた人々を求職者たらしめ、また往々にしてこれらの人々を部分就業者たらしめる。このような場合が必ずし

就業者の産業別推移 (昭和15年基準)

	昭和5年	同15年	同22年
全産業	86.4	100.0	98.6
農林水産業	95.9	100.0	126.0
製造部門	73.3	100.0	85.2
基礎材	50.0	100.0	83.1
消費材	119.1	100.0	89.4
商業金融その他	92.7	100.0	71.5
運輸通信業	63.6	100.0	103.7

(註) 勞働統計調査年報 (1948年) 6頁から引用す。

も珍らしくはないのであるが、果してそうだとすれば、この場合には一人の完全失業者の存在は、一人或は數人の不完全失業状態を創り出すことになり、失業の波及ともいふべき事態が発生する。保険金受給者の場合においてもそうだとすれば、保険金受給から離れている失業者の場合には、彼自身も部分失業者に轉化すると同時に、その家族のものなにも部分就業者を出すことになる。

これを要するに、家族主義的生活を前提として、失業の潜在化と潜在失業の波及擴大傾向とが、相當程度の必然さを以つて現われるといつていいのであつて、正にここにわが國の失業現象の特質があると考えられる。先きに引用した美濃口氏の見解も大體これを認めようとするものであらう。

(註5) 美濃口氏前掲著 一八頁

(註6) 今日もなおわが國の勞働事情に關して、基礎的に重大な關係を持つのが一般に農業だと考えられているが、失業現象の理解においても亦このことは眞實である。農業はその家族主義的經營のために、いつでも都市の失業者を家族従業者として吸収する。戦後昭和二十二年の國勢調査の結果を戦時中並に戦前のそれに比較してみると、このことが非常に明確に示される。即ち、農村への人口の大きな流入のために、終戦直後にはやがて間もなく五、六百萬にも達するであろうと推測された失業者數が、それ程にならないで済み得た。わが國の農村は過剰人口問題をなんとか緩和する最も大きな安全弁のような役割を演じ

つる。

四

さて、次にわれわれは失業者數について若干の考察を加えて置く必要がある。

先きに示したように、「勞働力調査」によれば、昨來のわが完全失業者數は大體三十數萬から四十數萬人の間で日々變動している。そしてこの種の統計としては、今日これが最も信頼し得るものであるけれども、なお参考のために別の統計を考慮してみると、次ぎのようである。一つは失業保険統計があるが、これによれば、昨來初回受給者數が漸次増加し、従つてまた保険金受給者數も大體増加の傾向を辿りつつ今日に至つてゐる。そして今年の五月にはそれが四一萬人に達している。この保険金受給者は當然完全失業者と見做さるべきものであり、しかも受給者は完全失業者中の一部に過ぎないのであり、従つてこの點から考えればこの受給者數と勞働力調査における失業者數の差が、特に昨來末以來のものについてみると、多少僅小に過ぎるのではないかと考へられる。完全失業者を示す統計として、この各々がそれ自體の數字に關する限りどの程

わが國失業現象の特質について

失業保險受給狀況 (單位千人)

	受給者數	初回受給數	受附件數 離職票
昭和24年			
4月	62	20	29
5月	85	30	38
6月	106	35	50
7月	150	53	67
8月	208	63	68
9月	256	58	64
10月	282	56	66
11月	322	60	63
12月	376	59	60
同25年			
1月	360	54	67
2月	368	54	64
3月	403	72	85
4月	383	74	83
5月	415	70	75
6月	410	64	69

(註) 受給者數中、昨年4、6、7、9、10月分は推定數である。

全國公共職業安定所取扱統計(單位萬人)

	求人數	求職數	就職數	未就職數
昭和 24 年 7—12 月平均	28	86	16	70
同 25 年 1 月	37	83	22	61
2 月	43	87	25	62
3 月	48	88	33	55
4 月	42	79	31	48
5 月	42	81	31	50
6 月	37	80	29	51

(備考) 本表中の求職者數に新規求職者數に常用再來件數の四分の一を實人員として加え、求人及び就職數は臨時日雇の延べ人員を二十分の一として、これに常用數を加えて作成したのである。

(註) 本表は 日本經營者團體連盟編 産業勞働現勢報告 (3) 26頁より引用す。

るものとし、さて失業者の總てが安定所の窓口に来るとは限らない。そこで假りにこの三五萬を倍にして七〇萬人位が失業者だとも考えられる。(註7) 但しむろんこの安定所における未就職者のなかには部分失業者も幾分か入つていゝものと考えねばならないので、この七〇萬という數字が「勞働力調査」の完全失業者の數字より大きいのも當然である

と考えられるが、それにしても、ここからも亦「勞働力調査」の數字が極めて過少に評價した數字であると考えられるであらう。(註8)

(A) 就職者の就職経路

	總計	職業安定所	事業所	労働組合	縁故	廣告	直接	その他
就職者數	202	32	22	1	107	7	17	16 (13)
男	160	19	14	1	92	6	14	14 (14)
女	42	13	8	0	15	1	3	2 (1)

備考「その他」中括弧内の數字は不明のもの數である。

(B) 失業者の経路別求職依頼件數

	總數	職業安定所	事業所	労働組合	縁故	廣告	直接	その他
求職依頼先	439	244	31	1	145	8	9	1
男	346	180	28	1	122	8	6	1
女	93	64	3	0	23	0	3	0

備考 本表は失業中の者 342 人、内男 255 人、女 87 人、について、求職依頼先を全部集計したものである。従つてその總數は失業者と一致しない。

(註7) 失業者が一般にどの程度に公共職業安定所を利用するかは明確にし難いのであるが、ここでは次ぎのような統計を参考のために示して置こう。この統計は昨年十月に労働省が行つた企業整備による被解雇者五四四人の實態調査の結果の一部である。被解雇者の大部分は失業保険金の受給資格者として事實公共職業安定所を屢々訪問しているのであるが、しかも就職については安定所利用がせいゝ半分程度に止まつていると考えられる。

(註8) 總理府統計局の「勞働力調査」における失業者數については、かねて色々な意味の批判が加えられている。即ち、失業者をそこにおけるように嚴格に完全失業者に限定することとは、わが國の失業者問題を知る上には餘り多くの役に立たない許りでなく、むしろ却て時には不適當でさえあると考えられる。さらにまたその定義通りの失業者にしても、「勞働力調査」の失業者數は聊か過少であるのではないだろうかともいわれる。そしてこれらの點については、毎日新聞の人口問題調査會が昨年末近く行つた農村潜在失業調査によつて、やや明確に指摘されている。(Various Forms of 'Invisible' Unemployment in Agricultural Districts, Publ. by The Population Problems Research Council, 1950, p.12.)

わが國失業現象の特質について

即ち、この調査は全國で四カ町村を選定して行われたのであるが、そこで調査の対象となつたのは合計して四〇三世帯でありここに一、八〇〇人の労働力人口がいる。そしてこの四カ町村についての政府の「労働力調査」にあつては、失業者は僅かに二人で、一・七%と記録されているに過ぎない。しかし人口問題調査會の調査結果では、無就業者三八七人と僅少時間就業者一九五人とを合して五八二人がおり、これは労働力人口に對して三一・八%に當る。なおこのうち通學者、高齢者、家事のみに従事する者を除いても、一一五人の無就業者が残り、これを労働力人口に對比してみると六・三%となる。調査會は大體このような結果を示して、「労働力調査」の失業者數に對して右に指摘した二重の意味の批判をしようとしている。われわれとしても、この種の批判をそう簡單には輕視し得ないと思う。

五

完全失業者(單位千人)

	合計	男	女
昭和 24 年			
1 月	310	210	100
2 月	460	240	210
3 月	380	220	170
4 月	430	220	210
5 月	440	240	200
6 月	360	240	120
7 月	380	240	140
8 月	350	220	120
9 月	470	310	160
10 月	350	230	120
11 月	330	210	120
12 月	340	230	120
同 25 年			
1 月	400	280	120
2 月	430	290	140
3 月	460	290	170
4 月	500	310	190
5 月	430	270	160

以上、失業者數就中完全失業者數の統計的確認には若干の問題があると思われるが、それでもここで一般に認められることは依然としてそれ自體としては問題とされる程完全失業者數が多數ではないということと、それでも昨年頭初以來の傾向を見ると、失業者數の漸増傾向があるということである。先きに示したように、この後者の點は失

業保險受給者數には極めて明確な傾向として現われているが、労働力調査における完全失業者數においても、増加傾向だけは窺い得る。特に昨年の後半期以後今年にかけての一年間の動きは、前頁の如くやや明白であるといつていいであろう。そこで、完全失業者はそれ程多くはないけれども、その増加傾向が明確であるし、なお完全失業者の周邊に多數の潜在失業者がこれと関連して存在すると考えられるので、この完全失業者數に現われた昨年來の増加傾向は決して輕視されてはならないであろう。そこで次ぎにこの點について多少のことをみて置きたいと思う。

企業整備状況

	調査事業所	整理實施事業所	整理前従業員	整理人員
昭和 24 年				
2 月		218		7,480
3 月		359		11,635
4 月	8,496	377	56,622	14,955
5 月	8,907	680	124,016	27,276
6 月	8,874	686	117,330	32,641
7 月	9,204	1,052	632,620	92,393
8 月	8,858	903	316,525	41,468
9 月	8,559	767	258,894	33,796
10 月	8,280	489	104,369	21,597
11 月	8,104	422	95,624	21,366
12 月	7,972	465	84,927	17,039
同 25 年				
1 月	7,611	472	71,207	14,908
2 月	7,596	457	68,316	15,156
3 月	23,896	649	68,822	22,051
4 月	22,799	576	59,102	19,689
5 月	22,258	453	64,138	18,972
6 月	21,892	366	37,581	13,812
7 月	22,131	345	49,944	13,258

(備考) 所謂二十四年度の労働經濟旬報にはこの表とは違つて、整理實施事業場數と整理人員が少しく多數であることが表示されている。(昭和二十四年労働經濟の分析 日本労働協會刊 15 頁参照)

昨年以來今年の前半にかけて、完全失業者數の漸増傾向を出現せしめたのは、いうまでもなく、次ぎの産業事情にかかつてゐる。即ち、周知のように、一昨年の秋以來急激に物價が安定し出したのであつて、それ以前のインフレ期

わが國失業現象の特質について

に較べれば、この急激な物價の安定化は産業的には確かにデフレ的影響を残さざるを得ない。そしてまた事實昨年の初め以來、産業界には資金難、資材の不足、賣行き不振等々の理由のために、企業整備を餘儀なくされるものの數が漸次増加し、凡そ昨年七月を山として、その後も諸企業から解雇されるものがかかりあつた。労働省職業安定局労働市場調査課の資料に従つて、この間の事情をみれば前頁の表の通りであつて、昨年七月には九萬人以上の被解雇者が記録されている。そして幸いその後は被解雇者數はかなり減少している。しかし今年に入つてからも、大體月々一萬數千人の被解雇者數のあるのは、やはり注目すべきことであらう。なおこの労働省の調査は企業整備の行われた總ての場合を記録し得てゐるのではなく、ここには示されない場合が實際にはなおかなりあり、従つて被解雇者數も事實はさらに多數であることを見逃してはならないのである。このようにしてこの企業整備による被解雇者の累積が完全失業者を増加せしめた所以であるが、しかしまた多くの者が再就職して行つたのも事實である。

失業保險受給者割合

給數	100.0
受給者	76.9
1カ月目	53.1
2カ月目	41.7
3カ月目	36.4
4カ月目	34.4
5カ月目	33.2
6カ月目	33.2
受給了者	33.2

(註) 職業安定廣報 第一卷第三號 (本年四月號) 27頁より引用す。

さて、然らば昨年來の企業整備による被解雇者は一體どのように再就職して行つたか。勿論、この點に關する全般的な調査はないが、例えば失業保險における保險金受給状況について、昨年十月労働省の行つた調査によると、上表の通りであつて、失業保險金の受給資格を認定された失業者中、一週間の待期間中に既に約その四分の一が就職し、さらに一カ月後には半數に近いものが就職している。このことは就職事情、或は失業状況からいへば、甚だ好ましい状況と考えられる。しかしその半面、六カ月を経過してもなお就職し得ないものが三分の一残つてゐることは、多少樂觀

のできなす事情を示してゐるといふことである。

(註9) 失業保險の受給者の割合の推移は右のようであるが、労働省が昨年十月末に行つた企業整備による被解雇者の特別調査の結果は次ぎの如くであつて被解雇者の就職状況は必ずしも樂觀できない。即ち、六カ月後になお六一・八%の者が未就職のまま残つてゐることが明かにされてゐるからである。

離職後の就職状況

離職後の調査	離職者數		離職後の就職状況												
	合計	再就職	一カ月に再就職	二カ月に再就職	三カ月に再就職	四カ月に再就職	五カ月に再就職	六カ月に再就職	七カ月に再就職	八カ月に再就職	九カ月に再就職	十カ月に再就職	十一カ月に再就職	十二カ月に再就職	再就職以上
6カ月上	170	69	31	139	5	134	5	129	4	125	11	114	9	105	4
5カ月上	56	18	8	48	2	46	3	43	1	42	3	39	1	—	—
4カ月上	86	27	16	70	7	63	1	62	2	60	1	—	—	—	—
3カ月上	200	77	29	171	11	160	26	134	11	—	—	—	—	—	—
2カ月上	32	11	5	27	4	23	2	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	544	202	89	455	29	426	37	368	18	227	15	153	10	105	4

右の表は、労働省労働統計調査部編 安定計画下の労働經濟—昭和二十四年労働經濟の分析—(日本労働協會刊) 二三頁から引用したものである。

わが國失業現象の特質について

さらに被解雇者の就職事情についても一つ注目すべきことは、彼等の就職の方向がどこであるかということである。昨年十月末の労働省の特別調査では、調査対象中の被解雇者のうち就職したもののについて、明かにされた事情は次ぎのようである。即ち、常用雇用者として再就職したものが最も多く、七一・三％であり、次いで臨時または日雇労働に従事するものが一八・三％いる。以下、小資本で商工業を自営しようとするものと歸農者が各々若干づついる。もとよりこの調査は調査対象者が僅小であつて、従つてこれを以つてただちに全體を推すことは不適當である。しかしそれでも恐らくは全體としてもあり得るだろうと考えられる傾向だけは少くともそこに示されているようにも思われる。そしてここで特に注目しなければならぬことは、全くの臨時の一次的な仕事や日雇労働者に轉じているものが二割近くあることと、さらに少数ではあるが歸農者があること、そしてこの兩者は共に部分就業、いい換えれば部分失業を意味しているという點である。かくして右の調査の結果だけについていえば、被解雇者中幸いにして再就業の状態になつたものうち約四分の一のものは潜在失業者化しているということになる。これをさらにいい換えれば、特に臨時または日雇労働の如きは潜在失業化の最も顯著な現われであるといえよう。そこでここに順序として日雇労働者のことについて、一、二のことを述べて置かねばならぬ

再就業の方向

	就 職 者		男	女
	總 數	%		
總數	202	100.0	160	42
常用雇用者	144	71.3	113	31
臨時雇用者	37	18.3	30	7
日雇労働者	7	3.5	7	0
歸農者	13	6.4	10	3
その他	1	0.5	0	1

(註) 労働大臣官房労働統計調査部雇用調査課編 被解雇者實態調査結果速報 (謄寫刷) より引用。

日雇労働者登録實數とアプレの状況

年 月	求職者實數 (登録數)	アプレ延數 (A)	一日平均 アプレ數 ($\frac{A}{25}$)
昭和 24 年 5 月	101,494 (100)		
6 月	127,365		
7 月	137,775	359,436	14,377
8 月	149,012	463,368	18,535
9 月	167,668 (165)	519,553	20,782
10 月	174,790	461,759	18,470
11 月	195,678	561,597	22,464
12 月	230,818 (227)	551,871	22,075
同 25 年 1 月	286,819	1,024,942	40,998
2 月	328,819	1,337,736	53,509
3 月	376,536 (371)	1,629,197	65,168
4 月	386,270	2,254,317	90,173
5 月	410,146	2,598,285	103,921
6 月	423,622 (417)	3,068,261	122,730
7 月	454,344 (448)	3,378,563	135,143

(註) 労働省職業安定局調べ

労働省職業安定局の調べによると、日雇労働の求職者實數は昨年以來洵に急激な増加を示し、後にも述べるように、この事情に應じて政府としても失業対策事業を擴大することによつて彼等の就業を確保しようと努めて來たのであるが、それでも所謂アプレの割合が漸増し日雇労働者の部分失業者としての性格が益々明白になりつつある。このようにしてわれわれがここで先ず見逃すことのできない事實は、日雇労働者の昨年來の増加傾向の極めて大きいことである。即ち、上の表における求職者實數の昨年五月のものを基準一〇〇としてみれば、昨年九月が一六五、十二月が二二七、今年に入つて三月が三七一、六月が四一七、そして七月には四八と、正に驚くべき増加傾向を示している。わけても先きに示した完全失業者數の増加傾向に較べれば、そこに大きな相違のあることが認められる——但し昨年五月の失業保険受給者を基準にしてみると、今年六月のそれが四〇八で

わが國失業現象の特質について

あるが——然らば何故に部分失業者と考えられる日雇労働者が、このように急激に増加しつつあるのだろうか。ことには確かに充分正しく理解されねばならぬ事情があると考えられる。そして私はこの點を明かにすることによつて失業の潜在化傾向の意義を理解することができると考えている。

(註10) ここでは日雇労働者の實數として登録數が示されているけれども、この點については多少の注意を必要とする。公共職業安定所における日雇労働者の登録は相當に制限されたものである。その理由は労働者の希望に應じて何人でも容易に登録せしめても、實際には充分彼等に職を興える見込みのない場合には、登録者の就勞確保が期し難くなる。そこで公共職業安定所としては、既登録者の就勞を先ずできるだけ確保するという立場から、止むなく登録制限を取らせてざるを得ない状態に立ち至つてゐる。そこでわれわれの知らねばならぬことは、實際に日雇労働に就勞することを希望する者が、この登録數よりは遙かに多數であるということである。このようにして、實際には日雇労働者の増加は本論中に論じた以上に大きいことを看過してはならないのである。

六

前述のように、昨年来日雇労働者の増加は急激である。しかし彼等の労働力に對する需要は産業上それ程大きくならなつたわけではなく、この間の調節は次表のうちに示されるように、専ら政府の失業對策事業の擴大による就勞機會の創出によつてゐる。そしてこの點に關する政府の努力としては、労働省において失業對策事業費として認められたものが昭和二十四年度において本來僅かに八億圓であつたのが、補正されて十數億となり、次いで二十五年度になつてそれが一舉に四十億圓とせられ、しかもこの當初の豫算では充分目的を果し得なくなつて、今や補正豫算で十數億圓が追加されようとしてゐる。なお二十六年度豫算においては、それが八十億圓に近く決定されるようにも期待されて

日雇労働者就勞状況

項目 月別	求職實數 (登録數)	A 求職延數	B 就職延數	就勞延數内訳				ア 登録	就勞率	
				公共事業	公共事業 の内失業 對策事業	民間事業	その他		B/A	C/B
25年1月	286,819 (113)	4,275,033	3,219,286	2,262,069	1,813,941	656,724	13,712	1,024,942	75.3%	56.4%
2月	328,816 (131)	4,973,636	3,593,805	2,695,271	1,960,165	671,022	10,670	1,337,736	72.3%	54.6%
3月	376,536 (135)	6,216,244	4,526,865	3,425,811	2,412,185	777,321	19,526	1,629,197	72.8%	53.3%
4月	386,270 (143)	6,423,330	4,144,150	3,078,136	2,470,915	768,255	18,015	2,254,317	64.5%	59.6%
5月	410,146 (148)	7,362,100	4,715,730	3,573,719	3,011,807	757,554	15,133	2,598,285	64.1%	63.9%
6月	423,622 (153)	7,699,223	4,475,183	3,260,388	2,858,576	781,868	13,149	3,068,261	58.1%	63.9%
7月	454,344	8,241,056	4,814,188	3,448,712	2,948,579	895,964	61,450	3,378,563	58.4%	61.2%

いる。このような豫算の裏づけによつて、増加する日雇労働者の就勞が確保されようとしてゐるのである。しかもこのような努力にも拘らず、アブレ數の漸増にも示されてゐるように、日雇労働者の増加はそれ以上に及んでゐる。そしてアブレ數の増加は當然彼等の就勞日數の減少とならざるを得ないのであつて、労働省の調べでは、本年に入つてからの登録日雇労働者の就勞平均日數が下表のように漸減しつつある。さらに日雇労働者の就勞状況を知るために同じく労働省の調べによれば次頁

1月	18.8
2月	18.1
3月	19.7
4月	16.3
5月	16.8
6月	15.6
7月	16.2

わが國失業現象の特質につて

のようである。これは七都府縣中京都を除き、これに埼玉と廣島を加えた八都府縣の日雇労働者の就労状況である。なお本表によれば、日雇労働者中約二割の者が月九日以下の就労状態にあり、また二〇日から一五日までの就労者が約二割いて、残りの六割の者が一六日以上就労状態にある。このような状態は全體として日雇労働者が總て部

分失業者であり、いわば半失業者であるといふことができる。

そこでこのような日雇労働者の状態から、先ずわれわれが確認してかからねばならぬことは次ぎの點であるであろう。先きにも述べて來たし、また一般に容易に推測され得るように、完全失業者の増加傾向は二つの仕方で日雇労働者を増加せしめる。即ち、もともと失業保険金の受給資格のない失業者や既に半歳を過ぎて保険金受給を満了した失業者は、そう永くは無就労無収入の状態では止まり得ないのであつて、彼等の幾割かは日雇労働者に轉化する。これが一つの方向であるが、さらにもう一つの方向は、たとえ失業保険金の給付を受けていても、これによつて失業者は家計上の不安が除かれるのではなく、^(註11)従つてこの場合は當然家族中の誰かが就業を希望せざるを得なくなり、この際失業対策事業が全くの無熟練労働者に道を開いているので、ここに行くもの増すのも至極當然のことである。そして事實失業対策事業においては、次表の通り本年五月七月の状況についてみても、ことにおける日雇労働者中約三割のものが女子であり、むしろこのなかには世帯主としての

日雇労働者稼働状況調査

年 月	平均稼働日数	稼働日数別日雇労働者數比率								計
		9日以下	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日以上	
25年 1月	17.9	19.5	2.2	3.5	3.4	2.8	2.8	3.5	62.3	100
2月	16.5	19.7	2.6	2.9	3.2	3.4	3.5	3.5	61.2	100
3月	18.2	12.0	2.4	2.4	3.3	3.6	3.3	3.5	69.5	100
4月	15.2	23.9	3.4	4.2	4.9	3.6	4.4	4.9	50.7	100
均 平	17.0	18.6	2.7	3.3	3.7	3.4	3.5	3.9	60.9	100

女子労働者の含まれていることも事實であるが、その大半は世帯主以外の家族員として家計補助的な収入を目的とするものであると考えられる。

(註11) 失業保険金の給付が失業者の家計に對してどれだけの意義を持つてゐるかは、一つの興味のある問題點であるが、例えば、この點に關して、大阪城東公共職業安定所によつて一三五人の失業保険受給者について調べられた結果では、現在の生活を失業保険金だけで維持できると答えたものは僅かに七%であつて、できないと答えたものが七一%、何とかしていると答えたものが二二%であつた。(職業安定廣報 第一卷 第三號 二六頁) また労働省において昨年十一月に行われた企業整備「被解雇者世帯における家計の實態調査」——労働大臣官房労働統計調査部労働經濟課 經濟資料第三〇號(騰寫刷)——の結果では、「失業世帯の家計収入において失業保険金が三〇%前後を占めてゐる」ことが確かめられてゐる。これらの調査の何れにしても、失業世帯では、別に誰か家族中のものの勤務収入のあることを強く必要としてゐることを明かにしてゐるといつていい。

失業対策事業月末就労實人員

	計	男	女
5 月	123,095 100.0	88,822 72.2	34,273 27.8
6 月	126,680 100.0	91,394 72.1	35,286 27.9
7 月	122,066 100.0	87,715 71.9	34,351 28.1

このように完全失業者の増加傾向は、日雇労働者の増加傾向を助長するとみていい。しかし現に昨年來の日雇労働者の増加傾向は、單に完全失業者の増加傾向に由來するのみ考へるには、さらに餘りにも大き過ぎるよう思われ。果してそうだとすれば、それは一體如何にして可能となるのであろうか。私はこのことを理解するためにはそこに一般的に廣く困窮状態が存していること、また既によく知られてゐるやうに、このやうな困窮状態の一般的な存在が大衆の間における家族主義的家計維持の仕方によつて耐えられてゐることを、^(註12)當然の前提事實として考へねばならないと思ふ。そしてこのやうな事實を前提にしていえば、これがために失業対策事業の擴大が益々重要なものとなると同時に、逆に失業対策事業の擴大はそれへの就労希望者を益々多く誘ひ出し、却つて日雇労働者數を激増せしめる

わが國失業現象の特質について

傾向があるといわねばならない。このようにして、この失業對策事業の擴大と日雇勞務者の増加とは、その相互關連の上で、まだ當分の間は雪ダルマのように増大する傾きがあると考えられるであらう。そしていうまでもなく、完全失業者の増加傾向はこのような傾向に大きな拍車を加えるものであるといつていい。しかしもとところこにいうような一般的困窮状態の存在は、既に過剰人口状態の現われに他ならないとも考えられるのであり、それが家族主義的生活傾向と必然的に結びついて、可能性さえ客觀的に與えられるなら、いつでも夫婦共稼ぎ、一家總稼ぎの傾向を直ちに強く示現することによつて、過剰人口の實質を明かにするといつていい。かくして昨年來の日雇勞務者の洵に急激なる増加傾向の出現は、以上のよう理解される以外にはないであらう。

(註12) 先の註11中に引用した「被解雇者世帯における家計の實態調査」の一つの結論として、被解雇者の家計を支えるのに

集團求職競争發生狀況

		發生件數	參加人員
昭和24年	5月	49	1,562
	6月	32	1,469
	7月	85	3,342
	8月	174	7,275
	9月	107	4,790
	10月	59	1,835
同25年	11月	27	789
	12月	71	5,436
	1月	140	10,695
	2月	249	14,123
	3月	743	52,322
	4月	904	73,158

(註) 職業安定廣報 第1卷第7號 5頁より引用

日本のな家族共同生活が役立つことが明かにされているし、また國立世論調査所が最近行つた「社會保障制度世論調査」——第一部社會保險(世論調査報告書調査番號A—1—2—10頁以後 参照)——においても、「失業、疾病等の事故により自力で處置できなくなつた場合は、やはり親戚に頼ると答える者が四七%で最も多い」とが認められている。

(註13) 周知のように、昨年の夏に日雇勞務者の集團職よこせ運動がかなり活潑となり、その後やや下火になつていたが、今年

頭初以來それが活潑に再燃し、一般の注意を捉えたのは前表の通りである。そしてこの運動がかなり多くの人々を日雇勞務者に引き出すことに大いに與つて力があつたと同時に、失業對策事業の重要性を一般に知らしめたことは無視できないことである。しかし本來、日雇勞務者を増加せしめる可能性を含んだ困窮状態があること、そしてこれに何らかの誘導的契機が與えられるならば、それがいつでも現實性を帯びて現われるという状態にあること、これがもとより基本的な状態である。日雇勞務者の求職競争はこのような基本的状態を前提として、それを現實にみちびく一つの動機を與えたものに過ぎないと考えられる。しかもこれは決してこのための唯一の動機ではないと考えらるべきものである。

なおもう一つ、日雇勞務者の實情については是非ともここに一言して置かねばならぬことがある。それは他でもない。日雇勞務者中の約三割のものが女子であるという點からも明かなように、特にまた政府によつて別に企圖されている公共土木事業から區別されて、失業對策事業の豫算が大體勞務費であつて、器材や資材の費用を殆んど含んでいない點からもそうであるが、それは全く單純な、しかも亦重筋作業ではない比較的輕易な作業として行われる。かくして失業對策事業は都市内にあつては、往々にして道路の清掃や公園の草取りのような仕事として行われる。むしろ政府の意圖は本來このような仕事を提供するのであるのではなく、常に失業對策事業の産業的、經濟的關連が重視されているのであるが、各種の事情が合して、それは單純な清掃作業のようなものを含み勝ちである。そして失業對策事業がこのような仕事を提供するものであるといふことになれば、多少ともに生活に迫られている家庭からは家庭内の内職よりもこれを選ぶ方が有利であると考えられるものが出るであらうし、また從來は非勞働力として家庭内に止まつていたものまでが驅り出されることになるであらうし、さらに定職のない人々にとつては、それが何よりの仕事だと考えられるであらうし、時には定職の有無を問はず、本來の自己の仕事が常に斷續的であるものにとつては、それは

わが國失業現象の特質について

洵に好都合な就労の機会を補足的に提供してくれるものとなる。このようにして、失業對策事業は遂に半ばその名の如く失業對策であるよりは、むしろ簡単な救貧事業としての性格を帯びるようになる。そしてこのことは現に失業對策事業に就労するものについて調べられた事情からも既に明かであるが、同時にまた失業對策事業は一部分現行の生活保護法の適用から離れている貧窮者を救済するような結果ともなつて^(註14)いる。このことは決して誇張ではなく明白な事實であるが、われわれはここでこれに關連して次ぎのことを確認して置くことが必要である。即ち、本來社會政策としての失業對策も、一般的困窮状態の存するところにおいては、この現實事態によつて歪曲され、單なる救貧事業としての性格を持たされるようになる。かくしてここで社會政策が社會事業化されることになるのであるが、これは社會政策の展開からいへば決して輕視され、看過されてはならないことであるであらう。

(註14) 失業對策事業に就労する労働者がどのような性格のものであるかについては、例えば小田原公共職業安定所が調査した「失對事業就労者の實態」においてもかなり明白であつて、この調査は「失業對策事業が其の就労者の構成よりして生活困窮者と密接に關連を持つてゐる」ことを明かにしている。(雇用研究 本年八月號 四二―四五頁 參照) なお本年五月に廣島縣立労働科學研究所が「吳市における失業者の生活實態」――勞研調査報告 第二集(謄寫刷)――について實地踏査を行つてゐるのであるが、そこで調査された失業者家庭の二つの例を、原文のままここに引用し、一般の讀者の注意に訴へたいと思ふ。この二つの家庭、わけても後者の如きが生活保護法の適用を受けていないことは、正に驚くべき事實である。このような事態に對しては、生活保護法における生活扶助金の支給を日拂にすることも、當然考えられて然るべきであらう。それはともかくとして調査された例は次ぎの如くである。

(その1) 〇〇信治 (四三歳)

學歷 高等小學校卒業
前職 海軍工廠旋盤工二五年勤務

本籍・現住所とも吳市

家族

妻 (三六歳)
長男 (七歳)
長女 (一五歳)
二女 (一〇歳)
三女 (四歳)
四女 (一歳)

(イ) 世帯主の就業歴

彼は本籍吳市に生れ小學校を卒業するや、直ちに海軍工廠旋盤工として終戦時まで二五年間勤務した。終戦と同時に解雇され約半年間遊んだ。その間退職金と貯蓄は全部使い盡したが、幸にして昭和二十一年三月友人の斡旋により〇〇製作所に勤務することになつた。しかしながら該製作所は昭和二十四年十月經營困難に陥り遂に閉鎖の止むなきに至つた。經營困難による企業閉鎖のため、退職金は云うに及ばず賃金も未受領額三萬圓をもつてゐる。解雇以來本年五月一三日迄日額二七圓の失業保險金を支給せられてゐる。その間公共職業安定所は勿論、親戚、知人、友人に履歴書十數通を書き就職の依頼をしたが全く見込がない。失業保險受給期間の満了と共に失業對策事業に出て現在に至つてゐる。

(ロ) 妻の内職

戦後における急昇するインフレーションは父の収入のみの生活を破綻へ導いた。妻は何とかこの苦境を切り抜けるため昭和二十二年十二月、資本金二萬五千圓を以てボン菓子(米、豆等を膨らす)の製造販賣を初めた。資本金二萬五千圓は全額親戚を通じて他人より借入したもので、釜一六、〇〇〇圓、家屋の改修七、〇〇〇圓原材料二、〇〇〇圓に使用した。乳幼児三名を抱え食わんがため始めた内職も二十三年十一月にはやめざるを得ない事情となつた。課せられた税金はこの勞働に對する報償を遙かに上廻つていたからである。營業資金として借入れた借金の返済は五千圓したのみで未だ二萬圓残つてゐる。

(ハ) 生活内容

わが國失業現象の特質について

この家庭の生活費は月々どう切りつめても七、〇〇〇圓は若干上廻ると云う。事實主食の配給を受けるだけで三、〇〇〇圓残りの四、〇〇〇圓は次のように使っている。

- 1 主食は配給だけでは足りないので、毎月麥約一斗位闇買する。一升六〇圓の相場だそうであるから、六〇〇圓の支出。
- 2 副食費は一日五〇圓の割にしている。毎日馬鈴薯、玉ねぎの味噌汁で魚等は十日に一回位、最も安いものを買う。
- 3 住居費二〇〇圓、電灯料一四〇圓、薪炭費五〇〇圓、水道料一〇〇圓、他に小學校在學中の小供二人に對する教育費二〇〇圓、新聞四五圓、合計一、八五〇圓。
- 4 衣料費には本年になつて以來全く費してない。
- 5 更に二女が結核のため健康状態が優れてないのでその療養費として毎月約一、〇〇〇圓支出していると云う。

終戦以來定職にあつた時においても右とほぼ同水準の生活をして今日に至つているので、主人、妻、子供の營養状態は極めて悪く、主人は失業對策事業における労働ですら出来ない状態に至つていゝ。

これに對し収入の面を見ると、〇〇製作所在職中は常に賃金の運拂状態にあつたためと、又現に三〇、〇〇〇圓の賃金未拂金があるため常に不足状態にあり、却つて退職と同時に支給され初めた失業保険金がきまつた収入となり生活を安定せしめたといふ。しかしこの間、遂に生活費として合計一九、五〇〇圓を親戚及び友人より借金している。又衣類は勿論、タンス、鏡臺、机からラジオに至るまで、家具にして金になるものは残らず賣盡していた。現に我々が訪れた際支關より見渡せる六・三・二計一疊の部屋には、残された主人を初め妻子のツギハギされた着替が亂雑に掛けられているのみであつた。現在この一家の唯一の収入は、主人によつて稼がれる月額一、七〇〇圓(失業對策事業に三月に一度出てもらう賃金)と一五歳の長女によつて儲けられる約五〇〇圓計二、二〇〇圓である。七、〇〇〇圓支出に對して二、二〇〇圓の収入では、月々赤字が約五、〇〇〇圓出る譯であるが、借金と云つても既に三九、五〇〇圓あり、これ以上貸手がないと云う、親戚としては主人の兄弟が二人と妻の兄弟が二人あるが、その職業は郵便局員、ウドンの加工業、ツクダニの加工業と云つたもので共に子供が多く生活に困窮しているため援助を仰ぐ譯には行かぬと云う。(以下主人によつて語られた言葉の一部をそのまま掲載する)

「空腹を訴える子供の泣顔を見ると夜など一睡も出来ない。食ひ度い盛りの子供に満足に食わすことの出来ないのは私に甲斐性がないからだ。私は子供の時、常々父親から「正直にしる」と教えられたが、現在では父親を憎んでいる。先の見通し

もなく、現在の一月、十日位の就勞(失對事業)では眞綿で首を絞められて死ぬようなものだ。私の唯一の希望は精一杯働いて子供に満足に食わしてやり度いだけだ。生活が出来るのなら、どんな労働でもするよ」
語られる主人の言葉には、榮養失調のためか、全く活氣がなかつた。

(2011) 〇〇ひめの

世帯の構成	學歴
續柄	學歴
世帯主女 (三九歳)	尋小卒
長男 (二二歳)	無
次男 (一八歳)	尋小卒
長女 (一六歳)	尋小中退
次女 (一四歳)	尋小卒
三男 (一一歳)	尋小在學中
四男 (九歳)	

この記述は次男と長女の語つたことを基礎に筆者の印象を誌したものである。

(イ) 家族の就業状況

父とは二年前に離別している。父はもと土建負請人夫であつたが仕事が思わしくなくなるにつれ仲間と賭博酒飲に耽り果ては家財衣類を賣却し遂に離別するに至つた。

母は主人と離別後附近の瓦斯會社の當番となり一年半前にそこを敲首されてからは魚貝類の行商をやり昭和二十四年十二月初旬より市の失業救済事業に出ている。失業救済事業の就業日数は一カ月平均一二日前後である。

長男は殆んど盲に近いが隣人の恩情に頼りバケツ魚貝類の行商をやつていゝ。
次男は農繁期には出稼ぎに行き家にあつては貝の採集又は失業救済事業に母の出ない折に出ている。

わが國失業現象の特質について

長女は母、次男が救済事業に出ない時に働きに行き、又魚貝の採集をやっている。

斯様に失業救済事業は一世帯に一人という割當でなので三人がこの仕事にすがりついている有様である。

次女は高田郡の某農家に住込み家事の手傳をして居り、契約は唯食べさせて貰い衣類を正月又は盆に縫つて貰うという丈で給料は貰っていない。

三男は在學中で四男も殆んど盲に近く遊んでいる。

(四) 住居の状況

家は四疊一間の借間であり一〇ワットの電灯一灯で雨は漏り、疊、扉、窓等も荒れ果て修理不能の状況にあり、炊事場、便所、寢室のくぎりはない。又この家は川水を利用してあるので衛生上極めて悪く、じめじめした小路にひしめき合う家並の一軒なので家は薄暗く悪臭に堪えられない陰鬱な雰囲気に充ちていた。

(五) 生活内容

家の全財産は粗末な机、箆筒、蚊帳、水瓶各一、鍋釜各一、バケツ蒲團各二、茶碗七、ウドン一把、馬鈴薯、味噌、薪若干で箆筒の中は空で唯次男が出稼に行つた折御禮に貰つたという着替が一枚あるきりである。丁度晝食時で三人がうどんを軽く茶碗に二はい食べて終りであつた。三人の服装はつぎはぎだらけの襦袢を纏うて居り、この冬はどうして寒さを凌ぐのであるか不思議に思われた。

失業救済事業よりの収入は一、八〇〇圓前後でその他の家族収入を合しても配給品をとるに足らない。食事は家族のその日の僅かな収入で買えるだけの配給品をとつてすますという有様で缺食が常態である。缺食の時は隣人の些事を頼まれもしないのにやらして貰い、一食たべさせて貰うという状況である。

賣り喰いの對象もなく、借金も既に多額に上つて居るので貸手もなく生活保護法の適用もなく全くその日の風まかせという暮しぶりである、家も日中は誰もいない。誰が何處に行つて何時頃歸つて来るかもわからず母も一週間前に家を留守にしたきり歸つて来ないといふことであつた。恐らく長女の働き口を探しに田舎を頼み歩いて居るのであるうか。

頼つてゆける親戚もなく唯母のお母さんが或る島で漁業をしているが、全然交渉はないといふ。別れるに當つての次男の言葉をその儘記せば

「何處でもよい。どんな仕事でもよい、唯働いて腹一杯食べたい」と。
旺盛なる勤勞意欲と働き得る體力をもちながら満たされぬこの人達はどんな道を歩んで行くのであろうか。

七

日雇勞務者の増加傾向は、前述のように必然的といつていいような状態で、彼等の就勞日數を低下し、その部分失業状態を益々明白なものとする。しかもこのような日雇勞務者の存在とその増加傾向とは、當然にまたこへ轉化する事を選択するところの、これよりはより劣悪な状態にある部分失業、或は潜在失業の状態の存在を前提としている、とも考えられる。^(註15)いい換えれば、日雇勞務者の増加の可能性は、彼等を含むさらに多數の潜在失業者のいることを前提として初めてよく理解され得るといつていい。然らば次ぎにわれわれの問題は、この潜在失業者がどのような形態で、しかもどの程度に存在しているかを確かめることにある。しかし残念なことには、この問題を即刻これを明確にし得るような統計もないので、何人もこれに對しては一つの推計を試みる以外には途なしであらう。

(註15) この點については、先きの註14中に指摘した小田原公共職業安定所の調査がかなり興味深く事態を明かにしているので是非讀者の一讀を乞いたいと思つて居る。なおこのことについては、日雇勞務者の生活状態を調査すれば、いつでも多少ともに事虚が明白にされるといつていい。この意味で例えば、名古屋市並に出雲市を中心とした地區における日雇勞務者の實態調査——職業安定廣報 第一卷 第八號三二—三四頁——も多少の参考となる。

前述のように、今われわれの場合には潜在失業者について知るべき適當な統計がないので、この缺點を多少補うために、昨年十二月に總理府統計局では月々の勞働力調査に附帶して、人々の生活状態、轉職希望、短時間就業者の状況が國失業現象の特質について

就業時間別、男女別、轉職希望者數 (單位千人)

就業時間數	總數			男			女		
	就業者	轉職希望者	比率	就業者	轉職希望者	比率	就業者	轉職希望者	比率
總數	36,910	2,180	5.9%	22,070	1,540	7.0%	14,890	630	4.2%
0時間	390	20	5.1%	200	20	10.0%	190	10	5.3%
1~19	3,420	196	5.7%	1,120	90	8.0%	2,290	100	4.4%
20~34	4,790	310	6.5%	2,020	180	8.9%	2,780	130	4.7%
35~48	13,330	770	5.7%	8,200	560	6.8%	5,140	210	4.1%
49時間以上	15,020	890	5.9%	10,530	700	6.6%	4,500	190	4.3%

(註) 比率は、轉職希望者の就業者に對する比を示す。

理由別、轉職希望就業者數 (單位千人)

理由別	轉職希望者數			百分比		
	總數	男	女	總數	男	女
總數	2,180	1,540	630	100%	100%	100%
今の仕事が一時的だから	770	540	230	35.3%	35.1%	36.5%
今の仕事の収入が少いから	740	590	240	38.5%	38.3%	38.1%
以前に従事した仕事に戻りたいから	240	200	40	11.0%	13.0%	6.4%
今の仕事の場所が遠いから	50	30	20	2.2%	1.9%	3.2%
その他	290	180	100	13.0%	11.7%	15.8%

農非農別、收支狀況

收支狀況	世帯數 (單位千)			百分比		
	總數	農業	非農業	總數	農業	非農業
總數	16,910	5,190	11,720	100.0%	100.0%	100.0%
収入が支出をまかなうに充分	7,110	2,450	4,660	42.0%	47.2%	39.7%
割合						
1~24%	6,230	1,810	4,420	36.9%	34.9%	37.6%
25~49%	2,350	680	1,670	13.9%	13.1%	14.4%
50~74%	720	180	540	4.3%	3.5%	4.6%
75%以上	490	60	430	2.9%	1.2%	3.7%

態の三點について臨時調査が行われた。これは十二月にただ一回行われただけであり、またこの種のものとしては最初の試みでもあつたので、必ずしも本來の目的に従つて、潜在失業の實情を満足に示し得たわけではない。しかしそれにして、多少興味のある結果も現われているので、その一、二のものをここに取り出して置きたい。(註16) その一つは

轉職希望者數である。調査結果では就業者中の約六%に當る二一八萬人が轉職を希望している。しかもここで注目すべき多少意外の感ある事實は、短時間就業者に轉職希望者が多いのではなく、週四九時間以上就業しているもの間にも、かなりの就業希望者がいることである。そしてこの結果から判断すれば、就業時間數の長短には特に關連せず一般に略々六%に近い人々が轉業を希望しているとみていい。ところで、この轉業希望者の總てが勿論直ちに潜在失業者であるとは斷じ難いのであるが、その轉業希望の理由のうち、少くとも「今の仕事の収入が少ないから」というのと「今の仕事が一時的だから」という理由によるもの大部分とは潜在失業者であるようにも考えられる。そしてこの兩者の理由による轉業希望者は合せて一六一萬人いる。

(註16) 總理府統計局 生活狀態及び轉業希望について(勞働力調査資料二)昭和二五年五月刊 より引用する。

次に右の轉業希望の外、生活狀態に關して行われた調査結果についてみると、調査世帯の半數以上は家計上収入が不足しており、そのうち三五六萬世帯が家計上收入不足の程度が二五%以上に及んでいる。そしてこのような収入不足の世帯では恐らくは色々な希望と努力が世帯員の間に見られるであろうが、先ず世帯主が就業者であるならば、彼自身が追加就業を希望するか、或は轉業を希望するかするであろうし、同時にまた別に世帯員の誰かが家計補充のための就業を希望するであろうと考えられる。そして假りにまた世帯主が失業者である場合には、彼はむしろのこと

わが國失業現象の特質について

或は同時に世帯員の誰かも就業を希望するであろう。そして右の三五六萬世帯中の半数の家庭で、誰かが新たに就労を希望しており、また現に部分就業の状態で就業していると假定してみればここに約一八〇萬人の就業希望者のあることが考えられる。

このようにして、収入不足の家計におけるこの就業希望者と部分就業者、これに先きの轉業希望者中の一六〇萬人とを合せて、大體三〇〇萬人許りの潜在失業者がいると推測するとすれば、果してこれは過大評價になるだろうか。恐らくはこれはそんなに過大評價ではないであろう。むしろこのような評價を明確に基礎づける別の方法を持ち合せ

追加就業希望者數 (單位千人)

昭和 24 年	8 月	2,690
	11 月	2,040
同 25 年	2 月	2,890
	3 月	2,690
	4 月	2,890
	5 月	2,280

ないが、例えば「勞働力調査」中、追加就業希望者數の統計をみると次ぎの通りであつて、大體月々二〇〇萬から三〇〇萬足らずの人々が、追加就業を希望している。これは右の三五六萬の収入不足世帯數に對應して、至極當然の數字のようにみえる。果してそうだとすれば、右の推測のように、この状態を轉業希望者と家族中の就業希望者と、さらに家族員中の部分就業者とに分け、且つこれを合計して潜在失業者數を大體三〇〇萬許りと推定することは必ずしも不當ではないように思われる。

(註17) 月々の「勞働力調査」中には、非勞働力人口を理由別に分類した統計があるが、このうち特に求職活動はしていないけれども、就業を希望するものが常に數十萬人いる。そしてこの數字を簡単に追加就業希望者數の數字と合計してみると、二五〇萬から三〇〇萬位の潜在失業者の存在が想像できることとなる。
なおこゝで本年五月の追加就業希望者二二八萬の男女別、農非農別統計を引用すると次ぎの通りであつて、その半数が農林業以外の男女就業者であることは、非農林業部面における雇川状態が必ずしも樂觀を許さないことを意味するものと考えら

非勞働力人口中 非求職の
就業希望者 (單位千人)

昭和 24 年	5 月	750
	6 月	440
	7 月	390
	8 月	510
	9 月	390
	10 月	340
	11 月	260
	12 月	230
同 25 年	1 月	460
	2 月	430
	3 月	510
	4 月	450
	5 月	340

れ、失業問題の角度からは、それ故にこれは一つの問題を含んだ數字であるといわねばならぬであろう。

凡そ以上のようにみて來ると、最近の状態においてわが國の潜在失業者數は少くとも三〇〇萬人位には評價されるように思われる。そしてここに「少くとも」というさらに理由

の一つは、わが農村人口について一般にある程度まで認められる潜在失業的性格をことで特にそれ程強く取りあげてこれを考慮していないことにもある。かくしてこのような推測が假りに認められるとすると、わが國の失業状態は、最近において漸く完全失業者が五〇萬足らずであるのに、これ以外にその六、七倍にも及ぶ潜在失業者が存在すると考えられ、兩者を合せて三五〇萬乃至それ以上に及ぶであろうとも考えられる。しかし重ねていうまでもなく、右の潜在失業者數はどこまでも一つ推測に過ぎないのであり、しかも充分人々を納得せしめるに足るだけの根據を持つた推計であるともいえないが、これを以つて私がここで確言したいと考えていることは、正に次ぎの點である。即ち、この際われわれにとつて先ず何よりも大事なことは、潜在失業者が三〇〇萬であるか四

わが國失業現象の特質について

性別、農非農別、追加就業希望者數

	總 數	農林業	非農林業
合 計	2,280	750	1,530
男	1,560	380	1,170
女	720	360	360

○〇萬であるかを確定することではなくして、比較的少數の完全失業者の存在をめぐつて、その周邊に幾倍かの部分失業者があり、さらにその外邊にある非労働力人口中に、就勞の機會が何らかの形で提供されるならいつでも喜んで就業を欲する人々がこれまた相當數いるということのような状態こそが認識されるべきことである。そしてここにこそ正にわが國の失業現象の特質が認められるのであるが、この状態はまた次ぎのようにもいうことができる。即ち、わが國の失業現象は、比較的少數の完全失業者を中核として、現象的にはその色調を少しづつ薄めながら失業が大衆的に波紋を畫いて擴大して行つてゐる。という状態にあるといつていいであらう。そしてこのような失業の波及が、決定的な失業對策の缺如と、人々の間における家族主義的生活による相互扶助と耐乏の傾向との相互關連の上で可能とせられてゐる。私はこのような状態を低賃銀状態における失業の必然的な姿であると考えることができると思う。

さて、わが國の失業現象の特質が右のようなものであるとすると、次ぎに問題としては、完全失業と部分失業、或はまた完全失業と潜在失業が、動態的にはどのように關連しつゝ變化するか、を量的に確めることが重要にして興味のある課題となるであらう。このことをさらにいい換えれば、完全失業と潜在失業とは全く平行して變化するものであるか、それとも完全失業は常に潜在化の傾向を強く持つてゐると考えられるので、両者が假りに平行して變化するにしても、その増減の程度が兩者において相違しはしないであらうか。もし相違するとすれば、それはいつ、どのような状態の下でそれが可能なものとして理解されるか。凡そこれらの點が明かにされねばならぬであらう。本論では私は單にこのような問題だけを最後にかかげて、餘り多くこの問題に深入りし得なかつたのは洵に残念であるが、これが失業問題に多少とも關心を持つ人々の間で究明すべき共通の課題となるなら、この際私はこれで充分満足である。

C1950・10・1112

社會事業の本質に關する二つの見解

小島 榮 次

社會保障制度審議會は昭和二四年一月一四日の第八回總會で「社會保障制度確立のための覺書」を採擇し、これを具體化・體系化する社會保障制度要綱作成のため委員會を設けたが、この委員會が去る六月「社會保障制度研究試案要綱」を作成した。今後この試案を基礎として委員會や總會で審議が行われると思うが、社會保障制度確立には廣汎にして複雑重大な諸問題が含まれてゐることはいうまでもない。私はここで社會保障制度に含まれる社會事業關係の問題を考察する前提として、社會事業の本質について、若干の考察を加えてみたいと思う。というのは、この點についてまだ十分に論議が盡くされたとは見え、従つてここに私の未熟な考えを述べることも無意味でないと思ふからである。

一 社會事業とは何か

社會事業は一般に貧困者救濟事業として考えられて居る。これは現在の吾邦に關する限り甚しい誤りではないが、それにしても正しくはない。然らば社會事業とは如何なるものか。

これは實のところ容易に解答し難い問題である。個々の社會事業施設について見ると、社會事業という名稱を掲げ

社會事業の本質に關する二つの見解

三七 (三一五)